第４章　幼児期の教育・保育の提供体制の確保

第１節　教育・保育施設の現状と今後

１．新制度における給付制度

新制度では、「３歳以上のすべての子どもへの学校教育」と「保育の必要性がある子どもへの保育」について、個人の権利として保障する観点から給付制度を導入しており、認定こども園・幼稚園・保育所（園）・小規模保育等、いずれの施設を利用した場合でも、共通の仕組みで公費対象となります。また、令和８年度より保護者の就労の有無や理由を問わずに０歳６か月から３歳未満の未就園児が保育施設を利用できる「こども誰でも通園制度」が開始となります。

子ども・子育て支援制度のもと、地域の実情に応じて質の高い教育・保育や子育て支援が、必要かつ希望する家庭に適切に提供されるよう、計画的に提供体制を確保する必要があります。

〈給付の対象となる施設・事業〉

２．給付と認定

利用にあたっては、保護者が市町村へ申請し、市町村から保育の必要性の認定を受けて、給付が支給される仕組みとなります。

〈申請と認定の種類〉

・保護者からの申請に基づき、市町村が「保育の必要性」を認定し、認定証を交付。
・保育の必要性から支給認定基準を認定。

- **１号認定：満３歳以上／保育の必要性なし（教育標準時間認定こども）**
- **２号認定：満３歳以上／保育の必要性あり（満３歳以上の保育認定こども）**
- **３号認定：満３歳未満／保育の必要性あり（満３歳未満の保育認定こども）**

※２号認定、３号認定（保育認定）については、保護者の就労時間に応じて、「保育標準時間（長時間）認定」と「短時間認定」に保育の利用時間を区分。

市町村が定める客観的な基準（「事由」、「区分」、「優先利用」）のもと、認定された種別（１号・２号・３号）により、利用できる施設や時間が決定します。

なお、幼稚園、保育所（園）、認定こども園などを利用する３歳児から５歳児の子どもたち及び住民税非課税世帯の０歳児から２歳児までの子どもの利用料は無償となります。

〈認定と利用の関係〉

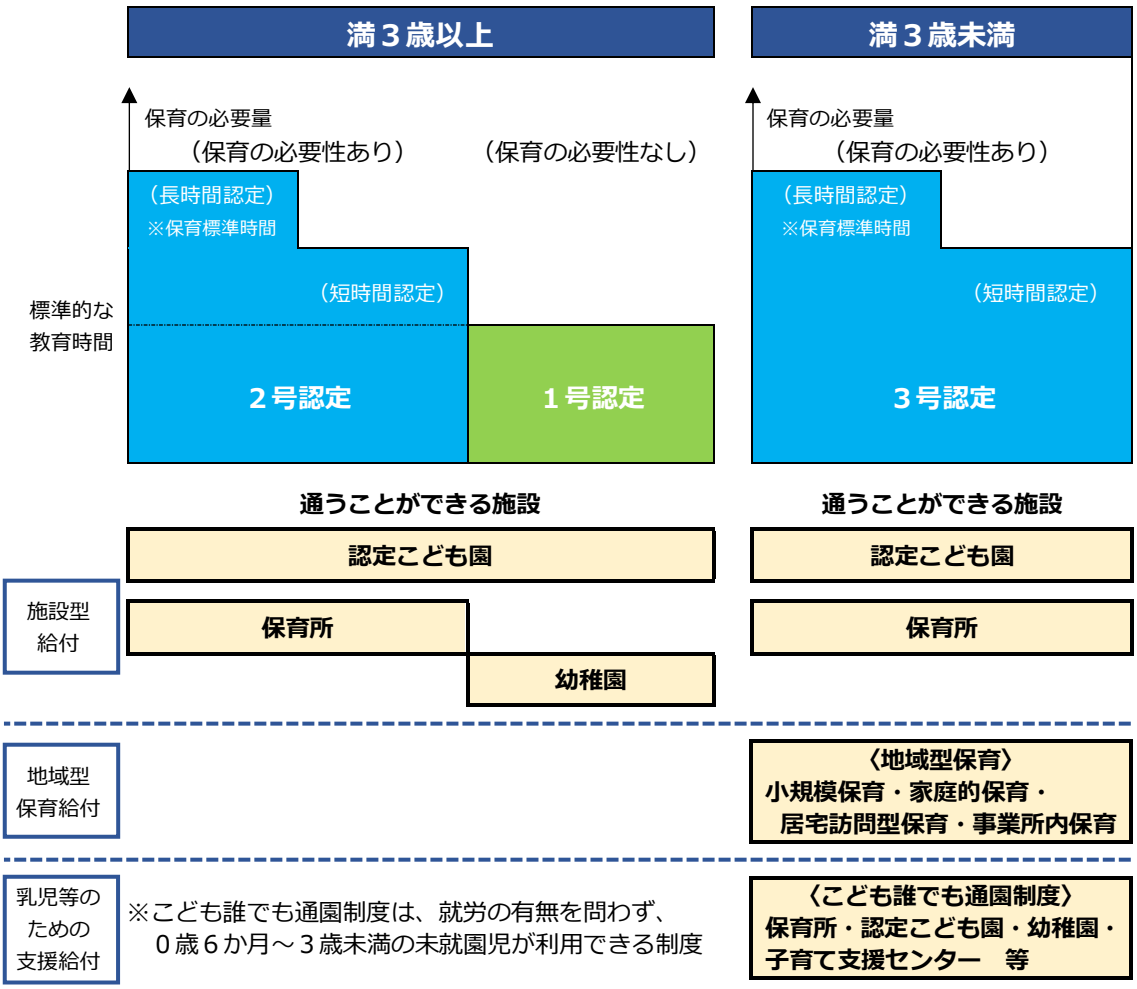

第２節　教育・保育の量の見込みと確保方策

１．１号認定・２号認定【３～５歳】

単位：人	令和 ６年度	令和 ７年度	令和 ８年度	令和 ９年度	令和 10 年度	令和 11 年度
児童数（3～5歳）	1,881	1,751	1,747	1,759	1,801	1,849
量の見込み（①）	1,798	1,678	1,710	1,739	1,781	1,791
１号認定	620	550	549	553	566	581
２号認定	1,178	1,128	1,161	1,186	1,215	1,210
確保方策（②）	2,158	1,878	1,914	1,919	1,919	1,919
特定教育・保育施設（１号）	975	695	695	695	695	695
特定教育・保育施設（２号）	1,183	1,183	1,219	1,224	1,224	1,224
差（②－①）	360	200	204	180	138	128

■確保方策について

○１号認定は、近年の傾向からニーズが減少傾向となりますので、必要量について確保できる見込みです。

○２号認定は、区域内の認定こども園、保育所（園）により確保できる見込みです。

○教育ニーズの２号認定について、保護者の意向等により幼稚園、認定こども園の利用を希望する場合には、就労する保護者の保育の必要性に着実に応えるべく、在園児の定期的な一時預かり事業の提供体制を確保した上で標準時間の教育を図ります。

○幼児教育の希望が強い２号認定については、区域内の認定こども園により適正な給付が図られる見通しです。

２．３号認定【０歳、１歳、２歳】

単位：人	令和 ６年度	令和 ７年度	令和 ８年度	令和 ９年度	令和 10 年度	令和 11 年度
児童数（0～2歳）	1,545	1,662	1,712	1,693	1,675	1,661
児童数（0歳）	472	545	539	533	528	527
児童数（1歳）	529	579	571	566	559	554
児童数（2歳）	544	538	602	594	588	580
量の見込み（①）	752	755	820	834	836	833
３号認定（0歳）	113	139	153	162	166	171
３号認定（1歳）	293	302	310	313	309	306
３号認定（2歳）	346	314	357	359	361	356
０～２歳保育利用率	48.7%	45.4%	47.9%	49.3%	49.9%	50.2%
確保方策（②）	904	904	928	934	934	934
特定教育・保育施設（0歳）	168	168	171	171	171	171
特定教育・保育施設（1歳）	294	294	304	305	305	305
特定教育・保育施設（2歳）	337	337	348	353	353	353
特定地域型保育事業	30	30	30	30	30	30
認可外保育施設	75	75	75	75	75	75
差（②－①）	152	149	108	100	98	101

■確保方策について

○必要な事業量は、区域内の認定こども園、保育所（園）により確保できる見込みです。

第３節　こども誰でも通園制度の量の見込みと確保方策

こども誰でも通園制度は、保護者の就労を問わず、保育所等に入園していない０歳６か月から３歳未満を対象として、月 10 時間まで時間単位で柔軟に保育所等を利用できる制度で、令和８年度より開始となります。

〈量の見込みと確保方策〉

単位：人	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和 10 年度	令和 11 年度
量の見込み（①）		25	25	23	23
０歳		7	7	7	7
１歳		10	10	9	9
２歳		8	8	7	7
確保方策（②）		25	25	23	23
０歳		7	7	7	7
１歳		10	10	9	9
２歳		8	8	7	7
差（②－①）		0	0	0	0

第４節　教育・保育の一体的な提供の推進

子ども・子育て支援において、幼児期の学校教育・保育を担う保育所・認定こども園・幼稚園の役割は極めて重要です。

認定こども園は、幼稚園及び保育所の機能を併せ持ち、保護者の就労状況やその変化などによらず柔軟に子どもを受け入れることのできる施設です。子どもたちにとっては、教育認定・保育認定いずれであっても、幼稚園と保育所の同一のクラス、カリキュラムによる質の高い教育と必要な保育が組み合わされて受けられるものです。

本市では、令和６年４月１日現在、市内には認定こども園が 11 施設あり、保護者のニーズに合わせた質の高い教育と保育が提供されています。

公立の保育所は、永山保育所・井野なないろ保育所・白山保育所・久賀保育所の４施設があり、井野なないろ保育所と白山保育所については、子育て支援の拠点としての機能を併せ持つ施設となっています。地域に密着した質の高い保育の提供を推進するため、公立保育所の老朽化への対応と保育環境の向上を図ります。

今後も、幼稚園・保育所の垣根を越えた一体的な教育・保育が提供されるよう、引き続き運営法人に適切な事業運営を要請（指導・監督）していくとともに、教育・保育の一層の質の向上を図るため、幼稚園教諭と保育士の合同研修などの支援に取り組みます。

第５節　産前・産後休業及び育児休業明けの保育等の利用支援

本市では、保育施設の案内窓口に子育て支援施設の案内を専門とする保育コンシェルジュを配置しています。

保護者が保育所等への入所時期を考慮して育児休業の取得をためらったり、切り上げたりすることがないよう、希望に応じた教育・保育の円滑な利用につなげるため、保育施設の利用相談支援に努めています。

また、市内に４か所ある取手市立地域子育て支援センターでも、保育施設についての利用相談を受け付けています。

今後も保護者に寄り添った利用支援の充実に努めていきます。